



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

1285	介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止	(長寿社会課)..... 1
1286	特定農業用ため池の指定の解除	(農業農村整備課)..... 1
1287	保安林の指定	(森林整備課)..... 1
1288	保安林の指定施業要件変更予定	( " )..... 2
1289	道路の区域変更	(道路保全課)..... 2
1290	道路の供用開始	( " )..... 3

### ○ 労働委員会告示

2	あっせん員候補者名簿の公示	..... 3
---	---------------	---------

### ○ 公告

	入札公告	(総務事務集中課)..... 4
--	------	------------------

## 告 示

### 和歌山県告示第1285号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定に基づき公示する。

令和4年11月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
3062590074	社会福祉法人太地町社会福祉協議会	リアン訪問看護ステーション	和歌山県東牟婁郡太地町太地2991-1	訪問看護 介護予防訪問看護	令和4.9.1
3072200896	株式会社ゆうみ	ゆうみ介護サービス	和歌山県田辺市新屋敷町42-2	訪問介護	令和4.9.22

### 和歌山県告示第1286号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定による特定農業用ため池の指定を解除したので、同条第5項において準用する同条第3項の規定により公示する。

令和4年11月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

名称	所在地	解除年月日
向井池	橋本市杉尾字堂之本96-1、96-2	令和4年11月22日
石風呂池	有田郡有田川町大字中野字石風呂671	令和4年11月22日

### 和歌山県告示第1287号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和4年11月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林の所在場所 日高郡日高川町大字初湯川字浪瀬1948の1、1949の5、1949の6、1953の1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

日高郡日高川町大字初湯川字浪瀬1948の1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1288号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

令和4年11月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 新宮市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養<sup>かん</sup>
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1289号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年11月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道

2 路線名 山田御幸辻停車場線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
橋本市山田字田和1088番1地先 から同市菖蒲谷字松之本94番1 地先まで	旧	4.81 } 9.64	217.60	
同上	新	9.91 } 34.56	206.21	

和歌山県告示第1290号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年11月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 山田御幸辻停車場線

供用開始の区間 橋本市山田字田和1088番1地先から同市菖蒲谷字松之本94番1地先まで

供用開始の期日 令和4年11月22日

労働委員会告示

和歌山県労働委員会告示第2号

労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第4条及び労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により、和歌山県労働委員会あっせん員候補者の氏名、履歴等を次のとおり公示する。

令和4年11月22日

和歌山県労働委員会会長 有 田 佳 秀

和歌山県労働委員会あっせん員候補者名簿

(令和4年11月9日現在)

氏 名	現 職	経験及び履歴	委嘱日
ありたよしひで 有田佳秀	弁護士	36期～44期公益委員 36期～38期会長代理 39期～会長	H18. 3. 17
たなかよしひろ 田中祥博	弁護士	39期～44期公益委員 39期～会長代理	H24. 4. 4
よしざわなおみ 吉澤尚美	弁護士	40期～44期公益委員	H26. 4. 2
こじまのりあき 小鳥典明	関西外国語大学教授	41期～44期公益委員	H28. 4. 6
ふじもとようじ 藤本陽司	(元)和歌山県商工観光労働部長兼労働委員会事務局長	44期公益委員	R4. 4. 7

うすきゆたか 白杵 豊	和歌山県電力総連会長	42期～44期労働者委員	H30. 4. 18
おかもと ゆ み 岡本由美	連合和歌山女性委員会委員長	43期～44期労働者委員	R2. 4. 7
やまもと りゅういち 山本龍一	基幹労連和歌山県本部委員長	44期労働者委員	R4. 4. 7
たにぐちこうへい 谷口考平	和歌山県医療労働組合連合会書記長	44期労働者委員	R4. 4. 7
ひらたまさと 平田将人	UAゼンセン和歌山県支部支部長	44期労働者委員	R4. 11. 9
こばたえいぞう 小畑英三	小畑産業株式会社取締役会長	35期～44期使用者委員	H16. 3. 17
おかだ あ き 岡田亜紀	菱岡工業株式会社代表取締役	39期～44期使用者委員	H25. 2. 6
いけだよしのり 池田慶憲	池田鉄工株式会社代表取締役	43期～44期使用者委員	R2. 4. 7
こだませいや 児玉征也	和歌山県経営者協会専務理事・事務局長	43期～44期使用者委員	R2. 4. 7
は せ べ た く み 長谷部 巧	阪和電子工業株式会社代表取締役	44期使用者委員	R4. 4. 7
たかせあきひこ 高瀬彰彦	労働委員会事務局長		R4. 4. 7
まえしまひであき 前嶋秀章	労働委員会事務局次長（審査調整課長事務取扱）		R4. 4. 7
ほりうちか え こ 堀内香恵子	労働委員会事務局審査調整課課長補佐		R4. 4. 7
にしおかか え 西岡香恵	労働委員会事務局審査調整課主任		H30. 4. 18
くろいひでやす 黒井秀康	労働委員会事務局審査調整課主査		R4. 4. 7

## 公 告

### 入 札 公 告

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和4年11月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

#### 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 調達年度及び調達案件番号  
令和4年度 調達案件番号20220070629号
- (2) 調達案件名  
モニタリングポスト
- (3) 調達物品の名称及び数量  
モニタリングポスト 一式
- (4) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(5) 納入期限

令和5年3月31日（金）

(6) 納入場所

入札説明書による。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成24年和歌山県告示第340号）の規定に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加資格者名簿の営業種目「理化学機械器具」に登録されている者であること。

また、この一般競争入札に関して新たに入札参加資格の申請をする場合には、入札説明書により必要な申請を行うこと。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県会計局総務事務集中課

(2) 期間

令和4年11月22日（火）から同年12月26日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

4 入札説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

3の（1）に同じ。

(2) 期間

3の（2）に同じ。

5 一般競争入札の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の場所及び日時

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県会計局総務事務集中課入札室（本館2階）

イ 入札日時

令和5年1月11日（水）午後2時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により令和5年1月10日（火）午後5時までに和歌山県会計局総務事務集中課に必着するように行わなければならない。

6 電子入札

この入札は、書面による入札及び開札手続のほか、和歌山県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札（以下「電子入札」という。）及びその開札手続により行うものとし、この場合の入札の日時及び開札日時等は以下のとおりとする。

(1) 電子入札は、令和5年1月10日（火）午前9時から同月11日（水）午後1時45分までに行うこと。

(2) 開札日時及び場所

5の（1）に同じ。

#### 7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

#### 8 入札保証金に関する事項

入札保証金は、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第87条第4号の規定により免除とする。

#### 9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

#### 10 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の認定について虚偽の確認申請を行った者がした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県から入札参加資格要件適格認定の通知を受けた者であっても、認定後入札参加資格の停止の措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等入札時点で2に掲げる要件を満たしていない者のした入札は、無効とする。

#### 11 落札者の決定の方法

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札において、入札者が立ち会わない場合（当該入札者が電子入札を行った場合を除く。）には、当該入札事務に関係のない和歌山県会計局総務事務集中課の職員を立ち合わせるものとする。

(3) 和歌山県財務規則第102条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県会計局総務事務集中課の職員にくじを引かせるものとする。ただし、同価の入札をした者のうち電子入札をした者がある場合には、その者について別に定める方法によりくじを引くことができるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

(6) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5の（1）に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

#### 12 その他

(1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

ア 名称

和歌山県会計局総務事務集中課

イ 所在地

郵便番号 640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2294

ファクシミリ番号 073-441-2288

- (2) 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (3) 契約書作成の要否

要

- (4) 契約の締結における議会の議決の要否

否

- (5) 政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手續の停止等を要請する場合があります。この場合において、本件調達物品についての調達手續の停止等があり得る。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :

Monitoring Post: 1 set

- (2) Time limit for tender :

2:00 p.m. 11 January 2023 (Deadline for bids submitted by registered mail : 5:00 p.m.

10 January 2023)

- (3) Contact point for the notice :

Business Center Division, Accounting Bureau, Wakayama Prefectural Government,

1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-2294

FAX 073-441-2288